

桑名市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月1日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第8号

桑名市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則に規定する期日を定める規則

桑名市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年桑名市条例第31号）の附則に規定する規則で定める日は、令和3年6月30日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。